

東北公益文科大学における安全保障貿易管理に関する取扱要綱

令和 8 年 4 月 1 日

研究活動推進委員会

(目的)

第 1 条 この要綱は、東北公益文科大学（以下「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障貿易管理（以下「貿易管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「外為法等」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及びこれに基づく貿易管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2)「技術の提供」とは、外国における技術の提供もしくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者もしくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者もしくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3)「貨物の輸出」とは、外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- (4)「取引」とは、技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5)「リスト規制技術」とは、外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）（以下「外為令」という。）別表の 1 の項から 15 の項までに定める技術をいう。
- (6)「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）（以下「輸出令」という。）別表第 1 の 1 の項から 15 の項までに定める貨物をいう。
- (7)「キャッチオール規制」とは、外為令別表の 16 の項に定める技術及び輸出令別表第 1 の 16 の項に定める貨物が、大量破壊兵器もしくは通常兵器の開発等に用いられるおそのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8)「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9)「取引審査」とは、該非判定の内容のほか、用途及び需要者（「相手先」ともいう。）を確認し、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (10)「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、もしくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケットもしくは無人航空機をいう。
- (11)「通常兵器」とは、大量破壊兵器等以外の輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する貨物をいう。
- (12)「開発等」とは、開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (13)「居住者」とは、外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第 4672 号昭和 55 年 11 月 29 日）6-1-5, 6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。

(14)「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

(15)「特定類型該当者」とは、外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4 貿局第 492 号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

(16)「教職員等」とは、本学に雇用される教職員をいい、常勤か非常勤であるかを問わない。
（適用範囲）

第 3 条 この要綱は、本学が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

（基本方針）

第 4 条 本学の貿易管理の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術の提供及び貨物の輸出は行わない。

(2) 技術の提供または貨物の輸出にあたり、外為法等およびこの要綱を遵守する。

(3) 貿易管理を確実に実施するための体制を適切に整備し、充実を図る。

（安全保障貿易管理最高責任者）

第 5 条 本学に安全保障貿易管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 最高責任者は、前条の基本方針に基づき、貿易管理上の重要事項について最終的な決定を行う。

（安全保障貿易管理統括責任者）

第 6 条 本学に安全保障貿易管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学部長 1 名をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における貿易管理に関する業務を統括する。

（安全保障貿易管理責任者）

第 7 条 本学に安全保障貿易管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、研究活動推進委員会の委員長をもって充てる。

2 管理責任者は統括責任者を補佐し、この要綱に定められた業務を行う。

（委員会）

第 8 条 本学の貿易管理に関する重要事項は研究活動推進委員会（以下、「委員会」という。）が審議する。

2 委員会は、貿易管理に関する次の事項を審議する。

(1) 貿易管理に係る学内規則の整備に関する事項

(2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項

(3) 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項

(4) 監査に関する事項

(5) その他貿易管理に関する重要事項

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴く

ことができる。

(事前確認)

第 9 条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別に定める「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手續の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。

2 前項の事前確認により、取引審査の手續が必要と判断された場合は、教職員等は第 10 条（該非判定）、第 11 条（用途確認）及び第 12 条（需要者確認）を行い、第 13 条の取引審査の手續を行わなければならない。

3 第 1 項の事前確認により取引審査の手續が不要と判断された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第 10 条 教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票」を起票する。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

(1) 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。

(2) 本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学として前号の手續により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略しても良い。

(用途確認)

第 11 条 教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別に定める「用途」チェックシート」及び「明らかガイドラインシート」等を用いて確認する。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手續を定め、当該手續に沿って確認を行う。

(需要者確認)

第 12 条 教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するかを、別に定める「需要者」チェックシート」等を用いて確認する。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手續を定め、当該手續に沿って確認を行う。

(1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。

(2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。

(3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載さ

れている又はその情報がある。

(4) 軍もしくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第13条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別に定める「審査票」を起票して管理責任者及び統括責任者による承認を受けなければならない。

2 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付する。

(許可申請)

第14条 前条第1項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第15条 教職員等は、技術を提供する場合、この要綱に基づく手続が終了していること、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第16条 教職員等は、貨物を輸出する場合、この要綱に基づく手続が終了していること、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(文書等の保管)

第17条 貿易管理に係る文書および電磁的記録は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間保管する。

(監査)

第18条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、本学の貿易管理がこの要綱に基づき適正に実施されていることを確認するため、定期的に監査を行うよう努める。

(指導)

第19条 統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う。

(教育)

第 20 条 管理責任者は、外為法等及びこの要綱の遵守についての理解を促進し、その確実な実施を図るため、教職員等に対して貿易管理の教育研修を実施する。

(報告)

第 21 条 教職員等は、外為法等又はこの要綱に対する違反又は違反のおそれがあることを知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項の報告があったときは、速やかにその内容を調査し、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときは、統括責任者及び最高責任者に報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告を受けたときは、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告しなければならない。

(事務の所管)

第 22 条 この要綱に関する事務は、研究支援室が行う。

(委任)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、貿易管理に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。